群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

平成19年2月19日 条例第11号

改正 平成20年2月13日条例第4号 平成21年2月13日条例第5号 平成22年6月30日条例第4号 平成29年2月14日条例第2号 平成30年2月13日条例第3号 令和2年2月10日条例第3号 令和6年2月13日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。 以下「育児休業法」という。)に基づき、及び育児休業法を実施するため、職員の育 児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
 - (2) 定年に達したことにより退職すべきこととなる日の翌日以降引き続いて勤 務している職員
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により採用された臨時的 任用職員
 - (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じとする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した 期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
 - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子 について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の

- 1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤に限る。)
- ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(平20条例4・平22条例4・令2条例3・一部改正、平30条例3・一部追加)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法 第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4 第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に 限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(平29条例2・追加)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号の定める日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳 到達日
 - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
 - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする

育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子が1歳6か月に達する日

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務 のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (平30条例3・追加)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。
 - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達 日において地方等育児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的 な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当す る場合

(平30条例3·追加)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で 定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(平22条例4・追加、平29条例2・旧第2条の2繰下、平30条例3・旧第2条の3繰下・一部改正)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる 事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該 育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げ る場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

- イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事 審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による 措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3か月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休

業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(平20条例4・平22条例4・平29条例2・一部改正、平30条例3・一部改正・追加)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(平30条例3·一部改正)

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(平20条例4・平22条例4・一部改正)

(任期付採用職員の任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、 あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 期末手当の基準日に育児休業をしている職員については、基準日以前6箇月 以内の期間において勤務した期間(規則で規定するこれに相当する期間を含む。)が ある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に他の地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣される職員にあっては派遣元の例による。

2 勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員については、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で規定するこれに相当する期間を含む。)がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。ただし、地方自治法第252条の17の規定により広域連合に派遣元から派遣される職員にあっては派遣元の例による。

(令2条例3・全部改正、令6条例2・一部改正)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。ただし、地方自治法第252条の17の規定により広域連合に派遣元から派遣される職員にあっては、派遣元の例による。

(令2条例3·全部改正)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
 - (2) 定年に達したことにより退職すべきこととなる日の翌日以降引き続いて勤務している職員

(平20条例4・追加、平22条例4・一部改正)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより 当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子 が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係

る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、 当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了し たこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(平20条例4・追加、平22条例4・平29条例2・一部改正・平30条例3・一部改正)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

- 第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第10号)第4条の規定の適用を受ける職員については、次に掲げる勤務の形態とする。
 - (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
 - (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(平20条例4・追加、平21条例5・一部改正)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(平20条例4・追加・平30条例3・一部改正)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

- 第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、 次に掲げる事由とする。
 - (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外 の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(平20条例4・追加、平22条例4・一部改正)

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生じることとする。

(平20条例4・追加)

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第15条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該 短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければ ならない。

(平20条例4・追加)

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第16条 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱いは、地方自治法第252条の17の 規定により広域連合に派遣元から派遣される職員にあっては、派遣元の例による。

(平30条例3・追加、令2条例3・一部改正)

(部分休業をすることができない職員)

- 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
 - (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。次条及び第19条において同じ。) (平20条例4・一部改正・旧第9条繰下、平22条例4・一部改正、平30条例3・一部改正・旧第16条繰下、令2条例3・令6条例2・令7条例5・一部改正)

(第1号部分休業の取扱い)

第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定

する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の取扱いは、地方自治法第252条の17の規定により広域連合に派遣元から派遣される職員にあっては、派遣元の例による。

2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(平20条例4・旧第10条繰下、平30条例3・一部改正・旧第17条繰下・令7条例5・一部改正) (第2号部分休業の取扱い)

- 第19条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の取扱いは、地方自治法第252条の17の規定により広域連合に派遣元から派遣される職員にあっては、派遣元の例による。
- 2 非常勤職員に対する第2号部分休業の承認については、1時間を単位として行う ものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定め る時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(令7条例5・追加)

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌 年3月31日までとする。

(令7条例5・追加)

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条 非常勤職員に係る育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間 を基準として条例で定める時間は、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間 数に10を乗じて得た時間とする。 (令7条例5・追加)

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をしたときに予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(令7条例5·追加)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 非常勤職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、当該職員に支給する報酬の額(通勤手当に相当する額を除く。) のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(令7条例5·追加)

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で 定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(令7条例5・追加)

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平30条例3・追加・令7条例5・旧第19条繰下)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月13日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休

業等に関する条例第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則 (平成29年2月14日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から同年3月31日までの間は、改正後の第2条の2中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

附 則(平成30年2月13日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月10日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第19条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年広域連合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

3 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第17条第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則(令和7年8月25日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に おける部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の群馬県 後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第21条の規定の適用につ いては、同条中「10」とあるのは「5」とする。